

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ヨルダン	工業部門品質向上・競争力強化計画のための贈与に関する日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の交換公文	工業部門品質向上・競争力強化計画を実施するために必要な 1. 機械及びその据付けに必要な役務の供与 2. 上記1.の機械の輸送に必要な役務の供与	903,000千円 H17.3.31まで	H16.9.13 アンマン で (同日)	日本側 小畑紘一在ヨルダン大使 ヨルダン側 バーセム・アラダツラー計画・国際協力大臣	H17.5.16 270号
ヨルダン	第二次アレンブシ環境衛生改善計画のための贈与に関する日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の交換公文	第二次アレンブシ環境衛生改善計画を実施するために必要な 1. 車両及び機械並びにそれらの調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の車両及び機械の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の車両及び機械の操作指導に必要な役務の供与	743,000千円 H17.12.6まで	H16.12.7 アンマン で (同日)	日本側 小畑紘一在ヨルダン大使 ヨルダン側 ハーゼム・ナセル計画・国際協力大臣臨時代理	H17.5.31 354号
ヨルダン	ヨルダン南部・北部地域消防救急機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の交換公文	ヨルダン南部・北部地域消防救急機材整備計画を実施するために必要な 1. 車両及び機械並びにそれらの調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の車両及び機械の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の車両及び機械の操作指導に必要な役務の供与	973,000千円 H17.12.27まで	H16.12.28 アンマン で (同日)	日本側 小畑紘一在ヨルダン大使 ヨルダン側 バーセム・I・アラダツラー計画・国際協力大臣	H17.5.27 331号
ヨルダン	ヨルダン渓谷北・中部における給水網改善・拡張計画のための贈与に関する日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の交換公文	ヨルダン渓谷北・中部における給水網改善・拡張計画を実施するための詳細設計に必要な役務の供与	53,000千円 H17.12.27まで	H16.12.28 アンマン で (同日)	日本側 小畑紘一在ヨルダン大使 ヨルダン側 バーセム・I・アラダツラー計画・国際協力大臣	H17.5.30 336号
ヨルダン	ヨルダン・ハシェミット王国政府に対する贈与に関する日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の交換公文	ヨルダンの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むヨルダンの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	4,000,000千円 -----	H16.12.28 アンマン で (同日)	日本側 小畑紘一在ヨルダン大使 ヨルダン側 バーセム・アラダツラー計画・国際協力大臣	H17.6.29 550号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ヨルダン	ヨルダン溪谷北・中部給水網改善・拡張計画のための贈与に関する日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の交換公文	ヨルダン溪谷北・中部給水網改善のために必要な 1. 給水施設の改善及び拡張に必要な生産物及び役務の供与 2. 資材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 車両及び機械並びにそれらの調達に必要な役務の供与 4. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 5. 流量管理システムの運用に必要な役務の供与	2,011,000千円 (H17年度 269,000千円) H18.3.31まで (H18年度 931,000千円) H19.3.31まで (H19年度 811,000千円) H20.3.31まで	H17.6.30 アムマン で (同日)	日本側 小畑統一在ヨルダン大使 ヨルダン側 スハイル・アリ計画・国際協力大臣	H17.9.12 913号
ヨルダン	王立文化センター視聴覚機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の交換公文	王立文化センター視聴覚機材整備計画を実施するために必要な 1. 機材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の機材の輸送に必要な役務の供与	39,700千円 H18.3.31まで	H17.10.2 アムマン で (同日)	日本側 小畑統一在ヨルダン大使 ヨルダン側 スハイル・アリ計画・国際協力大臣	H17.10.24 1017号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成○年△月□日をH○△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。